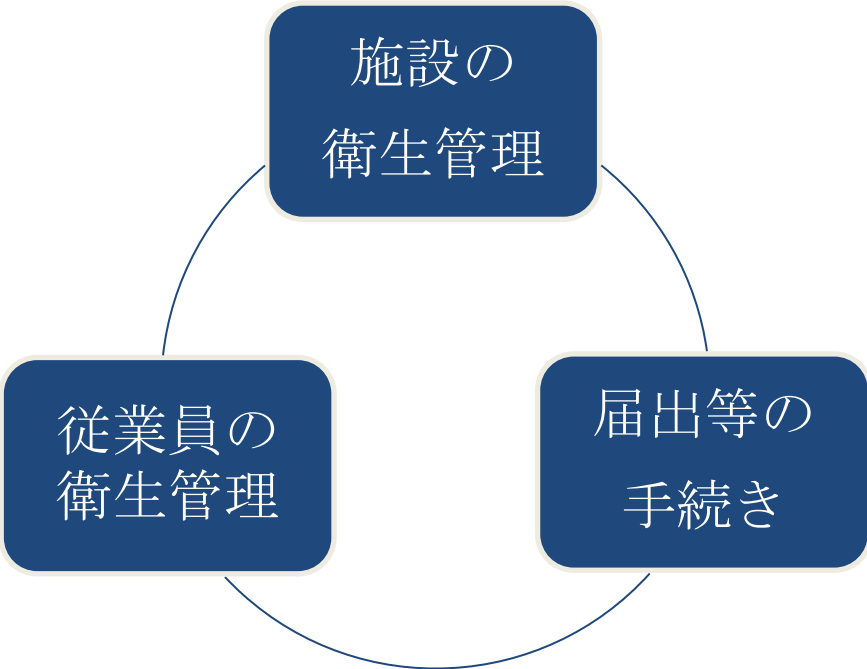


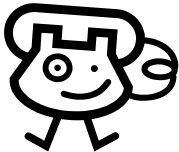
# 理容所・美容所の営業について

このテキストは理容所・美容所の営業について法律で定められている基準等をまとめたものです。

日常の衛生チェックや各種届出時の確認等にご活用ください。



お問合せ先  
松山市保健所 1階 生活衛生課 生活衛生担当  
〒790-0813 松山市萱町6丁目30-5  
TEL: 911-1807 FAX: 923-6627



## 施設の衛生管理



| 項目             | 基準   |
|----------------|--|
| 区画             | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自宅や他の営業施設と壁などで区画されていること。</li> </ul>   |
| 構造             | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 待合所と作業場を設けること。</li> <li>▶ 天井はほこりの落下を防ぐ構造で、床からの高さが2.12m以上であること。</li> <li>▶ 作業場の面積は10㎡以上であること。</li> <li>▶ 床と腰板は、コンクリートやタイルなどの不浸透性材料であること。</li> </ul>                |
| 採光<br>照明<br>換気 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 作業場の明るさを適切に保つための設備（採光窓、蛍光器具など）があること。（基準：100ルクス以上）</li> <li>▶ 作業場内の換気が適切に行える設備（窓、換気設備など）があること。（基準：1リットル中の炭酸ガスの量が5cm<sup>3</sup>以下）</li> </ul>                      |
| 作業<br>椅子       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 作業場の面積が10㎡であれば、2脚までの設置であること。（作業場の面積が3.3㎡増えるごとに1脚増やすことが可能）</li> </ul>  |
| 設備<br>器具       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 器具の洗浄や手洗いができる洗場があること。（流水式で汚水が排水溝に完全に流れるもの）</li> <li>▶ ふた付きのゴミ箱と毛髪箱があること。</li> <li>▶ 皮膚に直接使用する器具やタオルは、必要な数を揃えていること。</li> <li>▶ 救急箱（絆創膏や消毒液など）を設置していること。</li> </ul> |
| 管理者            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 常時2人以上の理容師・美容師が働く場合は、管理者（管理理容師・管理美容師）を置くこと。<br/>* <u>理容師・美容師が一人の場合は、管理者を置く必要はありません</u></li> </ul>   |
| 掲示物            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 理容所・美容所の検査済証を、見やすい場所に掲示すること。</li> <li>▶ 働いている理容師・美容師の免許証等を、作業場の見やすい場所に掲示すること。</li> </ul>  |



# 従業員の衛生管理



| 項目          | 基準   |
|-------------|--|
| 理容・美容行為について | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 理容・美容行為は、理容師・美容師の資格者以外が行ってはならない。</li> <li>➢ 理容師・美容師は、保健所の検査を受けた施設以外で理容・美容行為を行ってはならない。(出張理容・美容を除く)</li> </ul> <p><b>出張理容・美容を行うことができる場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合</li> <li>・ 婚礼その他の儀式に参列する者に対して、儀式の直前に理容・美容を行う場合</li> <li>・ 災害時、避難所などで理容・美容を行う場合</li> <li>・ 社会福祉施設などの入居者に対して施設で理容・美容を行う場合</li> <li>・ 育児や介護のため理容所・美容所に来ることが著しく困難である人に理容・美容を行う場合</li> </ul> |
| 健康管理        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 営業者は、従業員が以下の感染症にかかった時は、直ちにその旨を保健所長に連絡し、その指示に従うこと。<br/>(届出の必要な感染症：結核、感染性の皮膚疾患(とびひ、頭部白癬など))</li> </ul>  |
| 教育          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 管理者は理容・美容が衛生的に行われるように、従業員の衛生教育に努めること。</li> </ul>  |
| 身だしなみ       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 作業は清潔な服装で行い、必要に応じてマスクをすること。</li> <li>➢ 手の爪は常に短くしておくこと。</li> </ul>   |
| 作業時の衛生管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 客一人ごとの作業前に、石鹸で手洗い、手指消毒を行うこと。</li> <li>➢ かみそりを使用する際に皮膚を湿らせる石鹸液は利用者毎に取り替えること。</li> <li>➢ 消毒液は適切な濃度を保ち、汚れた場合は取り替えること。</li> <li>➢ 医薬部外品や化粧品等は、安全性に注意して適正に使用すること。</li> <li>➢ 消毒済みの器具やタオルは、清潔な容器で保管し、消毒していないものと区別すること。</li> </ul>   |
| 理容師美容師名簿の訂正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 理容師・美容師名簿に登録されている「本籍地都道府県名」「氏名、生年月日および性別」に変更が生じたときは、30日以内に名簿の訂正を申請すること。<br/>申請方法等につきましては、財団法人理容師美容師試験研修センターまでお問い合わせ下さい。</li> </ul> <p>申請先：財団法人理容師美容師試験研修センター本部<br/>免許登録担当 (03-5579-0911)</p>  |



# 器具等の洗浄・消毒

## <直接皮膚に接する器具の消毒方法>

皮膚に接する器具の消毒方法については、

①血液が付着した器具（血液付着の可能性のあるものを含む）

②血液が付着していない器具

に区別して以下のとおり定められています。

### 皮膚に接する器具とは

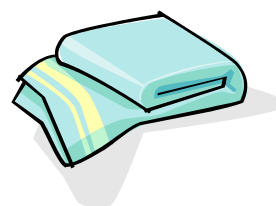
クリッパー、はさみ、くし  
刷毛、ふけ取り、かみそり  
等皮膚に直接接触して使用  
する器具のことです。

| 消毒方法                                | 対象物   | ①血液付着の可能性が<br>ある器具・タオルや<br>布等 | ②血液が付着していな<br>い器具   |
|-------------------------------------|---|-------------------------------|---------------------|
| 煮沸消毒                                | <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">                     どれか<br/>1つは<br/>必要！                 </div> | 煮沸後、2分間以上                     | 煮沸後、2分間以上           |
| エタノール<br>(76.9%~81.4%)              |   | 10分以上浸す                       | 表面を拭く               |
| 次亜塩素酸ナトリウム液                         |   | 0.1%濃度で<br>10分以上浸す            | 0.01%濃度で<br>10分以上浸す |
| 紫外線照射 (85 $\mu$ w/cm <sup>2</sup> ) |   | ×                             | 連続 20 分以上照射         |
| 蒸気消毒 (80℃以上)                        |   | ×                             | 10 分間以上             |
| 逆性石鹼液 (0.1~0.2%)                    |   | ×                             | 10 分間以上浸す           |
| グルコン酸クロルヘキシジン液 (0.05%)              |   | ×                             | 10 分間以上浸す           |
| 両面界面活性剤 (0.1~0.2%)                  |   | ×                             | 10 分間以上浸す           |



## <タオル・布の消毒方法>

- ▶ 加熱による消毒の場合、洗剤で洗浄した後、蒸気消毒（80℃以上）で 10 分間以上消毒すること。
- ▶ 消毒液による場合は、次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒終了後は洗濯し、必要に応じて乾燥し保管するか、蒸し器に入れること。
- ▶ 血液付着の可能性のあるタオルや布については、血液付着の可能性のある器具の消毒方法で行うこと。



## 届出等の手続き

営業中の施設において、開設時の届出内容に変更が生じた場合は変更の届出が必要です。開設者や施設設備を変更するときは、新規申請に該当する場合がありますので事前に保健所までご相談ください。

### 理美容所に係る手続一覧

| 届出事項の変更         |  |
|-----------------|--|
| 提出書類            | 理容所届出事項変更届出書（様式第7号）<br>美容所届出事項変更届出書（様式第7号）   |
| 届出者             | 開設者  |
| 手数料             | 無料   |
| 提出期限            | 速やかに   |
| 添付書類および<br>注意事項 | <p><b>【施設名称、開設者氏名（法人の場合、法人名および代表者氏名）の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理容所・美容所検査済証</li> </ul> <p><b>【開設者の住所（法人の場合、本社住所）の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 添付書類なし</li> </ul> <p><b>【構造設備の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 変更の状況を示す図面（変更の前後が分かるもの）</li> </ul> <p><b>【理容師・美容師を新たに雇用する又は変更する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結核、皮膚疾患（感染性のもの）、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病（現在指定なし）の有無に関する医師の診断書</li> </ul> <p>※理容師・美容師の免許証をご持参ください。内容を確認後返却します。</p> <p><b>【理容師・美容師が辞めた場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 添付書類なし</li> </ul> <p><b>【管理者の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理理容師・管理美容師の修了証の写し</li> </ul> |



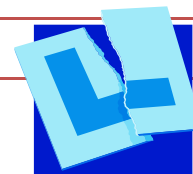
### 理容所または美容所の廃止

|                 |   |
|-----------------|---|
| 提出書類            | 理容所廃止届出書（様式第8号）、美容所廃止届出書（様式第8号）                                 |
| 届出者             | 開設者   |
| 手数料             | 無料  |
| 提出期限            | 速やかに  |
| 添付書類および<br>注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理容所・美容所検査済証</li> </ul> |



## 検 査 済 証 の 再 発 行

|                 |  |
|-----------------|--|
| 提出書類            | 理容所検査済証(汚損・紛失)届出書 (様式第3号)<br>美容所検査済証(汚損・紛失)届出書 (様式第3号) |
| 届出者             | 開設者  |
| 手数料             | 無料   |
| 提出期限            | 速やかに   |
| 添付書類および<br>注意事項 | ※再発行後、紛失した検査済証を発見した場合は、<br>発見した検査済証を直ちに返納してください。       |

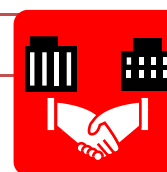


## 相 続 に よ る 承 継

|                 |   |
|-----------------|---|
| 提出書類            | 相続による理容所承継届出書 (様式第5号)<br>相続による美容所承継届出書 (様式第5号)  |
| 届出者             | 相続により開設者の地位を承継した者   |
| 手数料             | 無料  |
| 提出期限            | 遅滞なく  |
| 添付書類および<br>注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸籍謄本 (被相続人の出生から亡くなるまでの連続したもの)<br/>又は法定相続情報一覧図の写し</li> <li>○ 同意書 (法定相続人が複数いる場合のみ)</li> <li>○ 理容所・美容所検査済証</li> </ul> |

## 合 併 ・ 分 割 に よ る 承 継

|                 |   |
|-----------------|---|
| 提出書類            | 合併又は分割による理容所承継届出書 (様式第6号)<br>合併又は分割による美容所承継届出書 (様式第6号)                                    |
| 届出者             | 合併後存続する法人<br>合併により設立した法人<br>分割により承継した法人   |
| 手数料             | 無料  |
| 提出期限            | 遅滞なく  |
| 添付書類および<br>注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 承継した法人の登記事項証明書</li> <li>○ 理容所・美容所検査済証</li> </ul> |



## 譲渡による承継

|                 |  |
|-----------------|--|
| 提出書類            | 譲渡による理容所承継届出書（様式第4号）<br>譲渡による美容所承継届出書（様式第4号）   |
| 届出者             | 譲渡により開設者の地位を承継した者  |
| 手数料             | 無料   |
| 提出期限            | 遅滞なく   |
| 添付書類および<br>注意事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 営業の譲渡が行われたことを証する書類</li><li>○ 理容所・美容所検査済証</li></ul> |

**届出先**

**松山市保健所 1F 生活衛生課**